

斑鳩町一般廃棄物処理基本計画

(平成23年度～平成32年度)

平成23年3月

斑 鳩 町

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 計画の期間 2
- 4. 計画の対象 2

第2章 地域の特性

- 1. 人口の推移 3
- 2. 事業所数及び従業者数 3

第3章 ごみ処理の現状と課題

- 1. ごみ処理の流れ 4
- 2. ごみ処理の状況 5

第4章 人口及びごみ排出量の将来予測

- 1. 人口の将来予測 1 1
- 2. ごみ排出量等の将来予測 1 1

第5章 基本計画（ごみ）

- 1. 基本理念 1 3
- 2. 基本方針 1 3
- 3. 数値目標 1 4
- 4. 基本施策 1 9

第6章 し尿及び浄化槽汚泥処理

- 1. し尿及び浄化槽汚泥処理の状況 2 2
- 2. し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測 2 3
- 3. 収集運搬に関する許可の方針 2 3

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着し、国民生活や活動が飛躍的に拡大した結果、生産、流通、消費等の社会経済活動の全段階を通じて大量のごみが排出され、ごみの焼却や埋立による環境汚染、最終処分場における残余容量のひっ迫など、ごみに関する様々な問題が起こっています。

そのため、本町では、ごみ排出者の抜本的な意識改革を図り、ごみ減量化及び資源化を促進させるため、平成12年10月にごみ処理有料化を導入するなど、循環型社会の構築に向けて様々な施策を展開してきました。

しかしながら、稼働開始から約30年を経過しようとする本町の焼却施設の老朽化、全国的な課題である最終処分場の残余容量のひっ迫といった課題を解決するためには、さらなるごみの減量をはじめとした、新たなごみ処理のあり方の検討が求められています。

こうした背景のもと、循環型社会の形成に向けたこれからのごみ処理のあり方について、長期的な方針を明らかにするため、現計画を見直し、新たな一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）に基づく国の基本指針及び本町の第4次総合計画基本構想を踏まえて策定するものとします。

なお、廃棄物処理法第6条第1項により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

3. 計画の期間

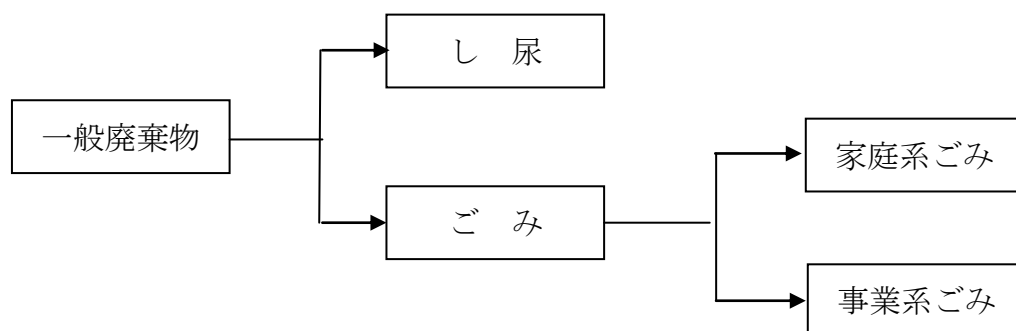
本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

なお、計画策定の5年後である平成27年度を中間目標年度とし、5年後を目途に見直しを行うほか、社会情勢の変化や法改正等により必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

4. 計画の対象

本計画となる廃棄物は、本町で発生し、または処理される一般廃棄物です。その分類については、図①のとおりです。

図① 一般廃棄物の分類



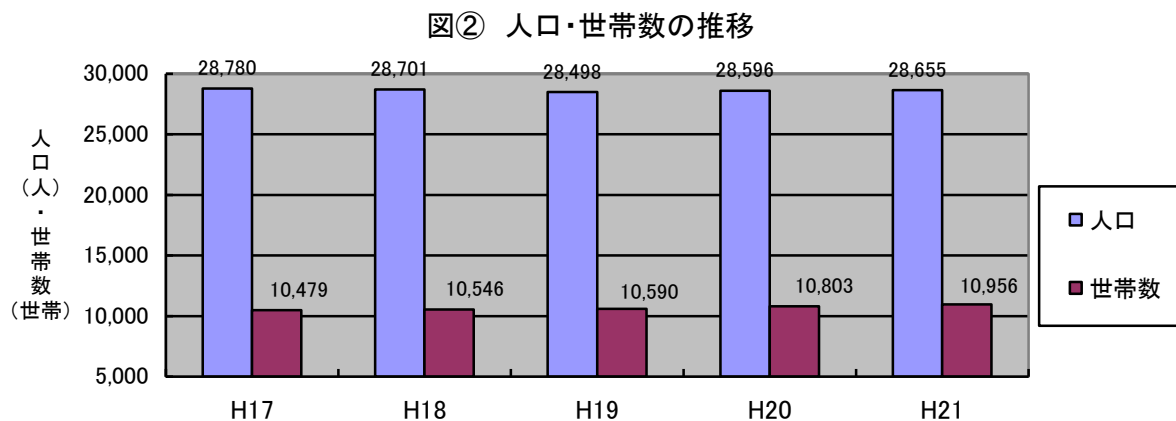
第2章 地域の特徴

1. 人口の推移

本町における人口推移を図②に示します。

人口は、平成17年度の28,780人から、平成21年度では28,655人と減少傾向にあります。

一方、世帯数は、平成17年度の10,479世帯から平成21年度は10,956世帯と増加傾向にあります。

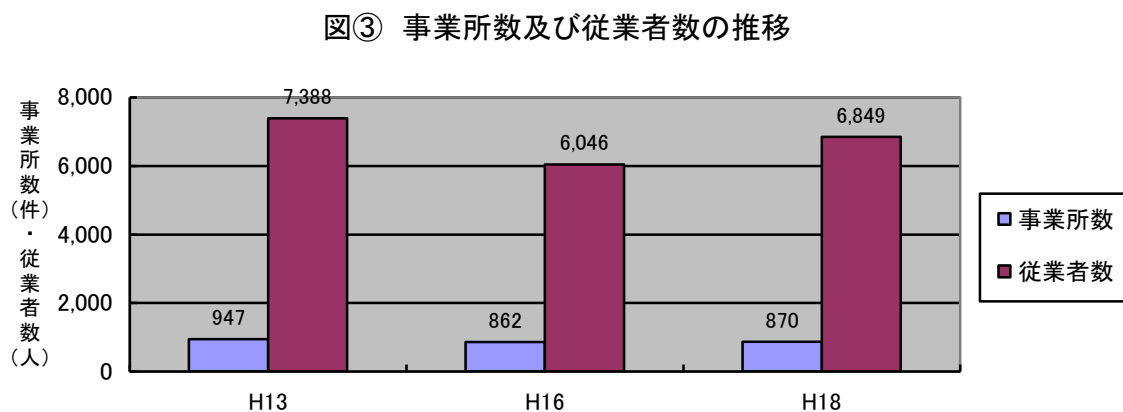


出典：住民課

2. 事業所数及び従業者数

本町における事業所数及び従業者数の推移を図③に示します。

本町の事業所数及び従業者数は、平成13年度をピークに減少から横ばいとなっています。



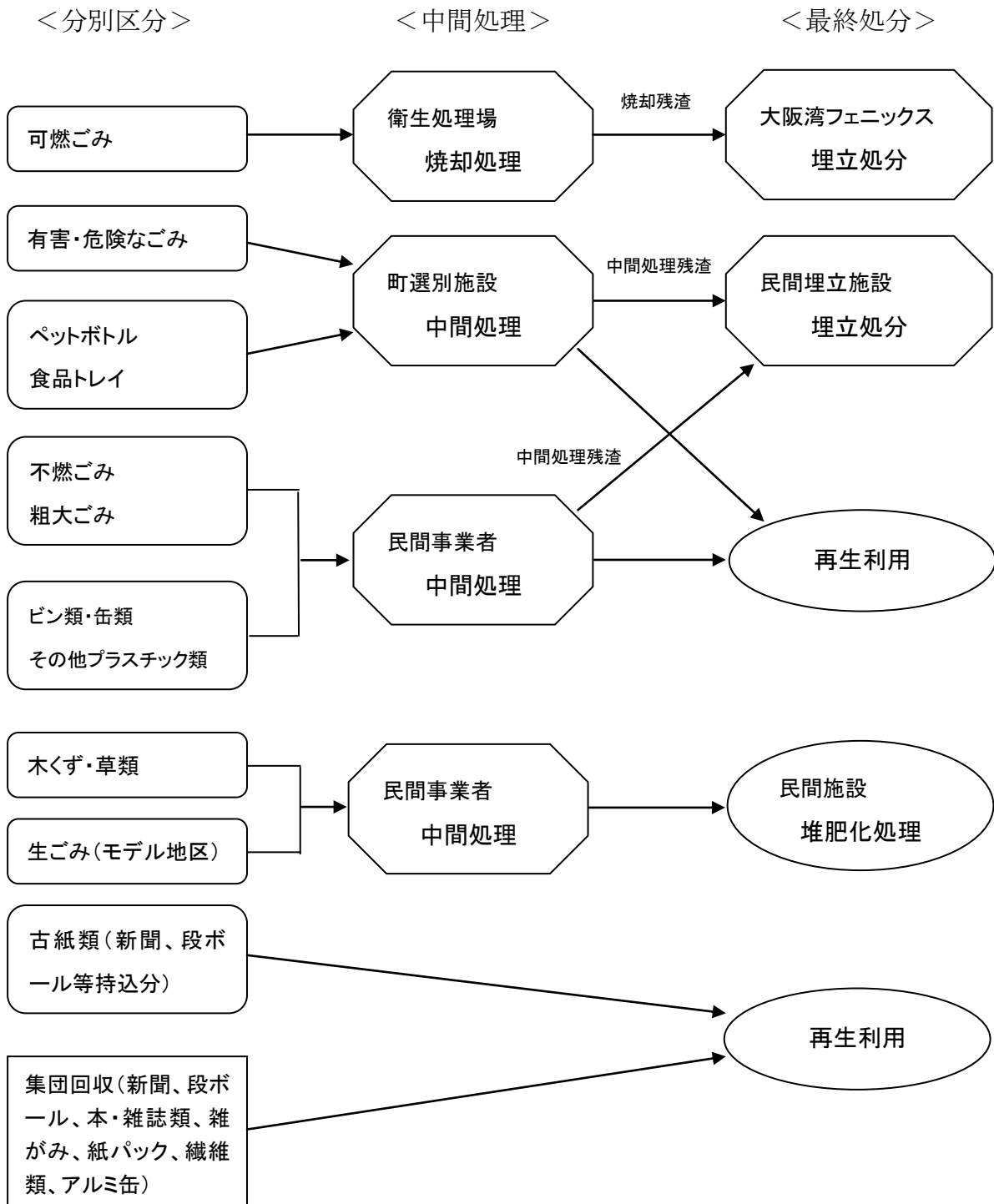
出典：事業所・企業統計調査

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の流れ

本町の平成22年度のごみ処理の流れを図④に示します。

図④ ごみ処理の流れ（平成23年1月現在）



2. ごみ処理の状況

(1) ごみ排出量の推移

①家庭系・事業系一般廃棄物の量

本町におけるごみ排出量の推移を表①及び図⑤に示します。

総排出量は、過去5年間で減少傾向にあり、6.9%の減少となっています。

家庭系のごみの量は、年々減少傾向にあり、事業系ごみの量も平成19年度をピークに減少傾向にあります。

平成21年度において、家庭系ごみの割合は、全体の73.8%、事業系ごみは、全体の26.2%となっています。

表① 家庭系・事業系一般廃棄物排出量の推移

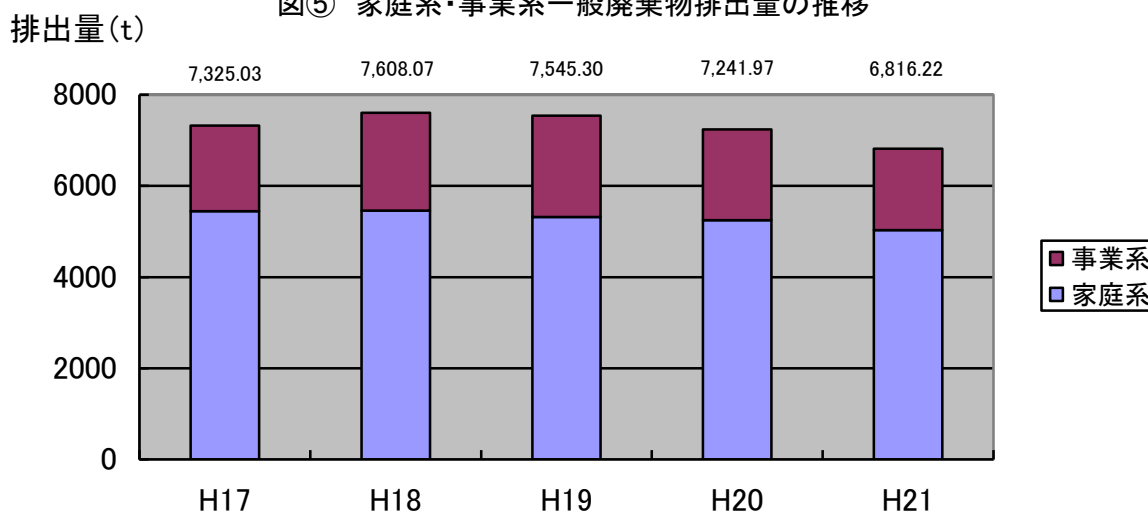
	家庭系一般廃棄物 (t/年)	指数	事業系一般廃棄物 (t/年)	指数	総排出量 (t/年)	指数
平成17年度	5,444.26	100	1,880.77	100	7,325.03	100
平成18年度	5,460.97	100.3	2,147.10	114.2	7,608.07	103.9
平成19年度	5,316.93	97.7	2,228.37	118.5	7,545.30	103.0
平成20年度	5,248.14	96.4	1,993.83	106.0	7,241.97	98.9
平成21年度	5,029.64	92.4	1,786.58	95.0	6,816.22	93.1

※家庭系一般廃棄物の量は、家庭系一般廃棄物・資源物の量

※指数は、平成17年度を100としたときの指数

※自家処理量、資源物集団回収量は除く

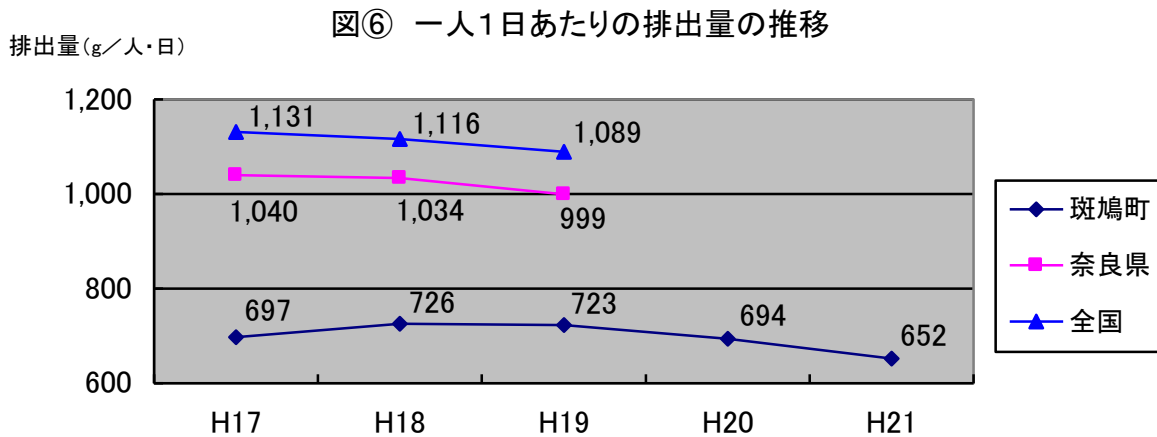
図⑤ 家庭系・事業系一般廃棄物排出量の推移



②一人1日あたりの排出量

過去5年間（平成18年度～平成21年度）における住民一人1日あたりのごみの排出量の推移を図⑥に示します。

一人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、過去5年間で6.5%の減少となっており、奈良県、全国と比較しても、少ない傾向にあります。



③資源化量及びリサイクル率

本町における資源化量及びリサイクル率の推移を表②及び図⑦に示します。

本町における資源化量とは、行政回収により回収した資源物を直接業者に委託して資源化を行う「直接資源化量」、不燃ごみ、その他プラスチック類等、委託業者による中間処理後に資源化を行う「中間処理後の資源化量」、子ども会や自治会などによる古紙類等の回収による「資源物集団回収量」の3項目の合計をいいます。

また、総ごみ発生量（家庭系ごみ、事業系ごみ、古紙等回収、集団回収）に対する資源化量の割合をリサイクル率と呼びます。

本町の資源化量及びリサイクル率は、上昇傾向を示しており、リサイクル率は、奈良県、全国平均をともに上回っています。

表② 資源化量の推移

(単位：t/年)

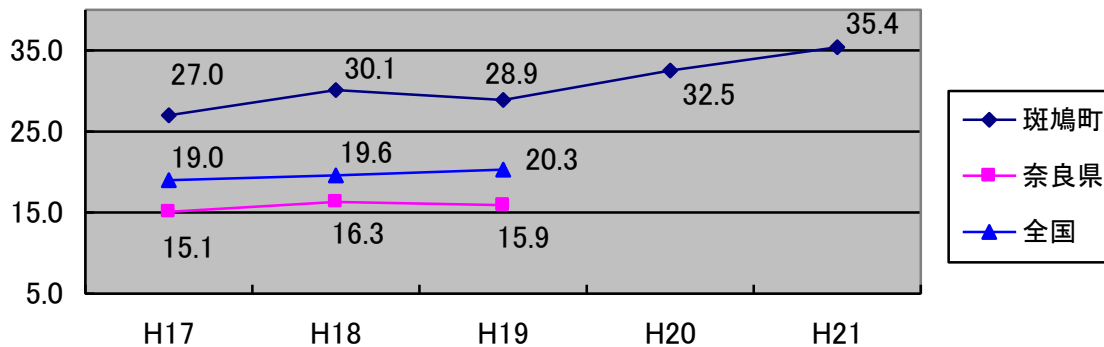
年度	直接資源化	指数	中間処理後資源化	指数	集団回収	指数	合計	指数
平成 17 年度	89.41	100	508.64	100	1,925.98	100	2,524.03	100
平成 18 年度	134.88	150.9	867.74	170.6	1,906.02	99.0	2,908.64	115.2
平成 19 年度	136.19	152.3	788.97	155.1	1,815.60	94.3	2,740.76	108.6
平成 20 年度	137.24	153.5	1,199.76	235.9	1,717.04	89.2	3,054.04	121.0
平成 21 年度	140.41	157.0	1,357.02	266.8	1,515.45	78.7	3,012.88	119.4

※直接資源化：持込古紙類、空き缶（空き缶回収機による回収分）

※中間処理後資源化：ビン類・缶類、ペットボトル、食品トレイ、金属類、プラスチック類、乾電池・蛍光管、剪定枝葉（平成 20 年度以降）、生ごみ（平成 21 年度以降）

図⑦ リサイクル率の推移

リサイクル率(%)



(2) 中間処理の現状

本町における中間処理量の推移を表③に示します。

本町では、平成 17 年 10 月以降、排出された廃棄物をすべて中間処理しています。

資源化の推進により、焼却施設中間処理量が減少し、一方で、その他施設中間処理量が増加傾向にあります。

表③ 中間処理量の推移

(単位：t/年)

年度	焼却施設 中間処理量	指数	選別施設 中間処理量	指数	その他施設 中間処理量	指数	合計	指数
平成 17 年度	5,855.54	100	51.97	100	850.13	100	6,757.64	100
平成 18 年度	6,109.05	104.3	57.86	111.3	1,441.16	196.5	7,608.07	112.6
平成 19 年度	6,113.11	104.4	58.55	112.7	1,373.64	161.6	7,545.30	116.7
平成 20 年度	5,756.67	98.3	60.90	117.2	1,424.37	167.5	7,241.97	107.2
平成 21 年度	4,910.44	83.9	66.89	128.7	1,838.89	216.3	6,816.22	100.9

※焼却施設中間処理：家庭系可燃ごみ＋事業系可燃ごみ

※選別施設中間処理：町選別施設（ペットボトル、食品トレイ、有害・危険なごみ）

※その他施設中間処理：委託業者中間処理（ビン類・缶類、金属類、プラスチック類、剪定
枝葉（平成 20 年度以降）、生ごみ（平成 21 年度以降）

（3）最終処分現状

本町における最終処分量の推移を表④に、また、最終処分率を表⑤及び図⑧に示します。

平成 17 年 10 月以降のその他プラスチック類の資源化開始により、直接埋立は行っていません。

また、焼却残さ量も、分別の徹底と資源化の充実により、減少傾向にあり、全体的にみて、最終処分量は減少傾向にあります。

表④ 最終処分量の推移

(単位：t/年)

年度	直接埋立	指数	焼却残さ	指数	中間処理 残さ	指数	合計	指数
平成 17 年度	567.39	—	1,030.07	100	182.88	100	1,780.34	100
平成 18 年度	—	—	1,092.39	106.1	631.28	345.2	1,723.67	96.8
平成 19 年度	—	—	1,037.55	100.7	643.22	351.7	1,680.77	94.4
平成 20 年度	—	—	1,018.83	98.9	573.15	313.4	1,591.98	89.4
平成 21 年度	—	—	985.74	95.7	500.6	273.7	1,486.34	83.5

※直接埋立：不燃ごみ、粗大ごみ、ビニールごみ（平成 17 年 9 月まで）

※焼却残さ：焼却灰、灰固化

※中間処理残さ：不燃ごみ、粗大ごみ、その他プラスチック類、有害ごみ、ビン類・缶類、
ペットボトル、食品トレイ 各残さ

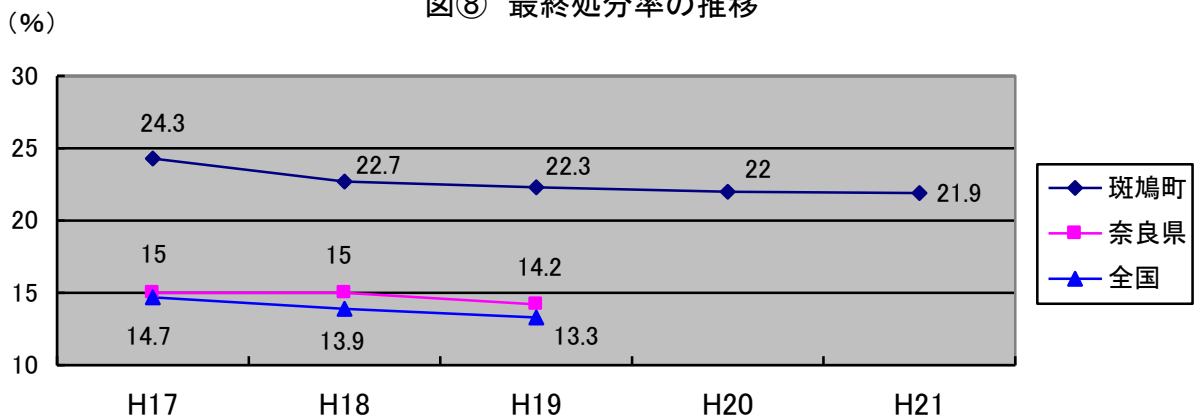
表⑤ 最終処分率の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
最終処分率	24.3%	22.7%	22.3%	22.0%	21.9%
指数	100	93.4	91.8	90.5	90.1

※最終処分率 (%) = (最終処分量 ÷ ごみ排出量) × 100

※ごみ排出量は、集団回収量を除く。

図⑧ 最終処分率の推移



(4) ごみ処理経費の現状

本町におけるごみ処理経費の推移を表⑥に示します。

ごみ処理経費は、焼却施設の延命対策のための修繕により、増加傾向にあります。

表⑥ ごみ処理経費の推移

(単位：円)

年度	直接処理費	その他	合計	人口	1人あたりの処理費
平成 17 年度	385,752,247	34,019,158	429,771,405	28,780 人	14,586
平成 18 年度	340,102,055	24,674,642	364,776,697	28,701 人	12,710
平成 19 年度	345,248,287	18,052,019	363,300,306	28,498 人	12,748
平成 20 年度	381,013,460	20,297,566	401,311,026	28,596 人	14,034
平成 21 年度	394,644,938	30,292,795	424,937,733	28,655 人	14,829

(5) ごみ処理に関する課題

①衛生処理場の老朽化

本町の焼却施設は、稼働開始後約30年を経過し、毎年多額の費用をかけて補修整備を行いながら延命に努めていますが、施設の状況、年数などを勘案すると、今後、適正な運営を維持していくことが難しい状況にあります。

また、新たな処理施設を建設するにも、膨大な建設費用が必要となることから、抜本的なごみ処理対策について、早急に検討する必要があります。

②最終処分場の残余容量のひっ迫

全国的な課題として、最終処分場の残余容量はあと十数年と言われており、現在、当町の焼却残渣を埋立している大阪湾フェニックス計画の事業期間は、平成33年までとなっています。

③資源化に伴う処理費用の増加

資源化の推進により、リサイクル率は年々向上していますが、資源化に伴う処理費用も年々増加しています。また、プラスチック製容器包装廃棄物が増加傾向にあるなど、発生量そのものの抑制対策が急務となっています。

以上のことから、本町においては、焼却、埋立、資源化ともに、それぞれの処理量の減量が課題となっています。

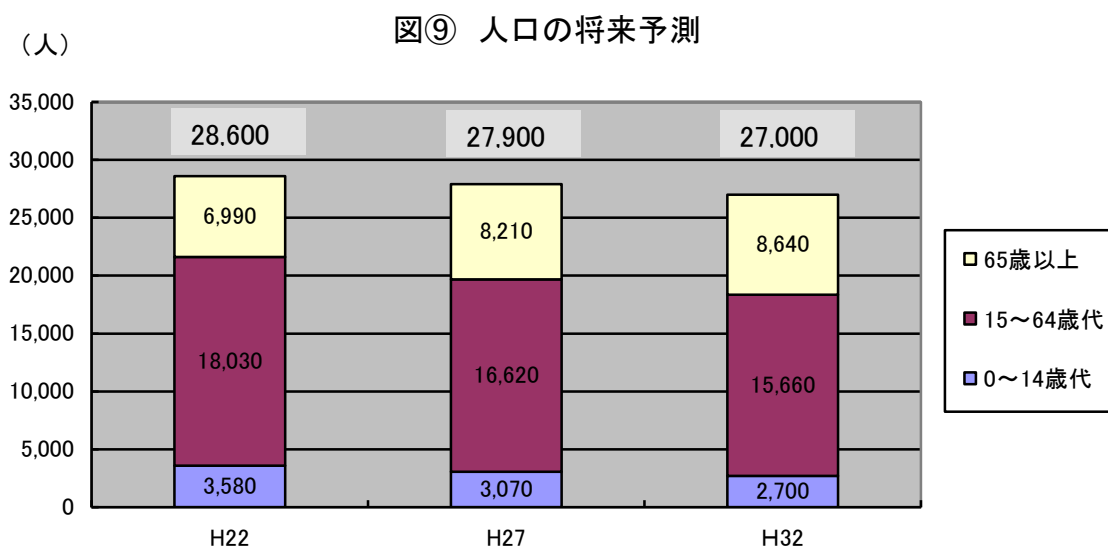
第4章 人口及びごみ排出量の将来予測

1. 人口の将来予測

本町の人口の将来予測を図⑨に示します。

本町の人口は、平成22年から平成32年までの10年間で、28,600人から27,000人と約5.6%減少すると予測されています。

また、平成22年現在の本町の高齢化率は、すでに20%を超えており、平成32年の人口構成は、65歳以上の割合が32%と予測されています。



出典：斑鳩町第4次総合計画基本構想

2. ごみ排出量等の将来予測

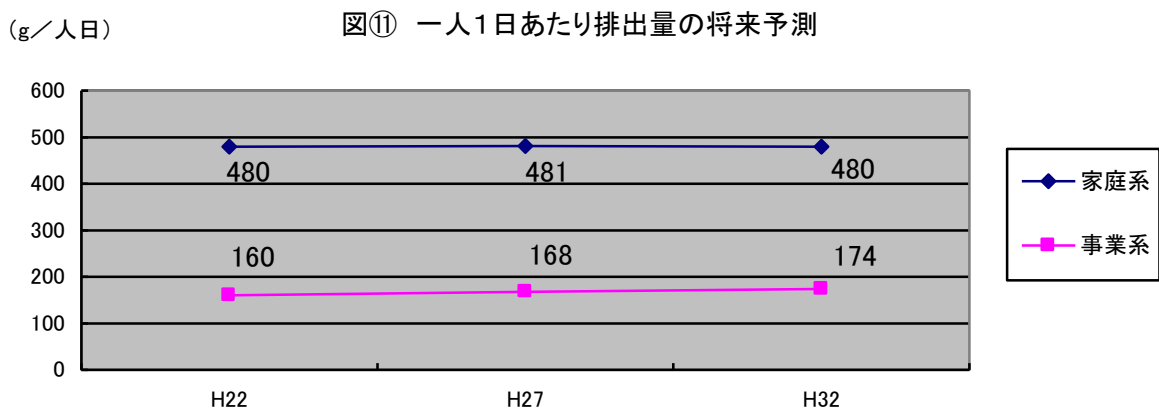
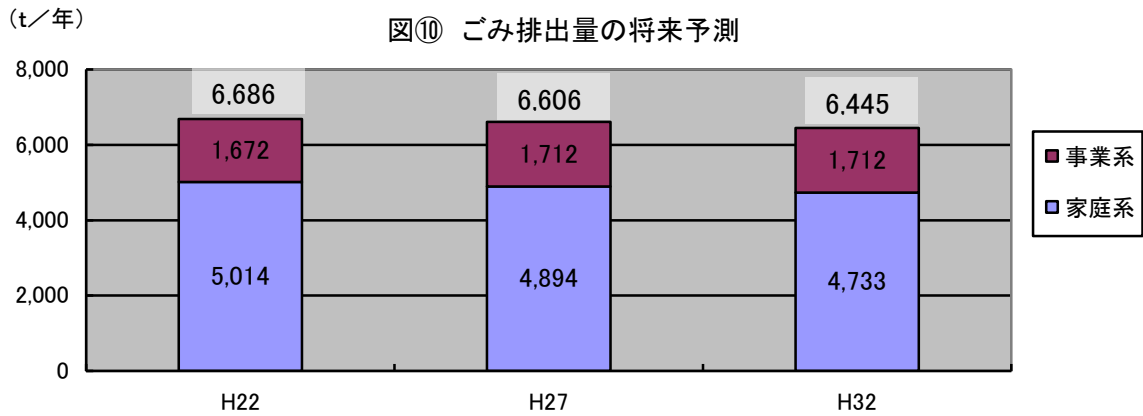
(1) ごみ排出量

現状の施策のまま推移した場合の将来予測について、ごみ排出量を図⑩に、一人1日あたりのごみ排出量を図⑪に示します。

家庭系ごみについては、人口の減少に伴い微減する予測となり、平成22年度見込みより、5.6%減少すると予測されます。

事業系ごみについては、ここ数年減少傾向にあるものの、新規店舗の出店もあることから、2.4%の微増と予測されます。

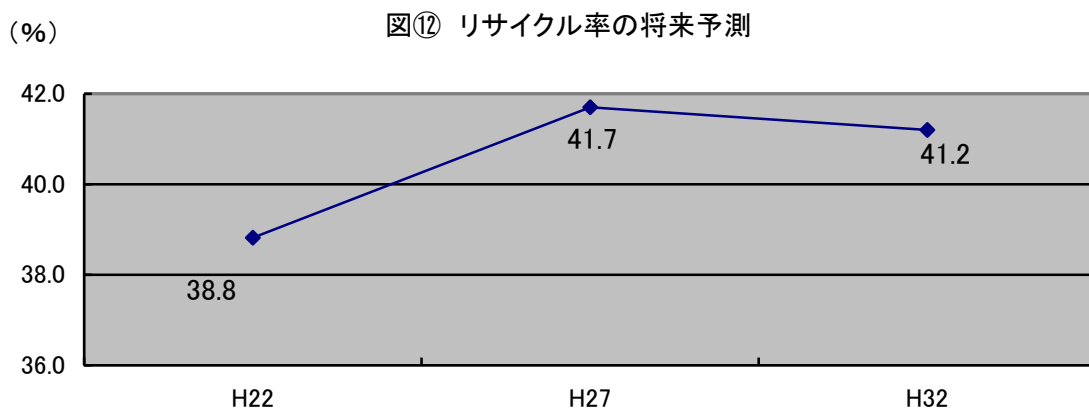
また、一人1日あたりの排出量は、家庭系ごみは、ほぼ横ばい、事業系ごみは、14gの増加と予測されます。



(2) リサイクル率

現状の施策のまま推移した場合の将来予測について、リサイクル率を図⑫に示します。

平成22年10月から開始した木くず・草類の分別収集により、リサイクル率は、2.4%上昇すると予測されます。



第5章 基本計画

1. 基本理念

「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩の実現」

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着し、国民生活や活動が飛躍的に拡大した結果、生産、流通、消費等の社会経済活動の全段階を通じて大量のごみが排出され、ごみの焼却や埋立による環境汚染、最終処分場における残余容量のひっ迫など、ごみに関する様々な問題が起こっています。

また、技術の進歩や経済活動の拡大による、資源やエネルギー消費の増大は、地球温暖化を加速させ、私たちをとりまく生活環境を脅かしています。

そのため、本町では、ごみ排出者の抜本的な意識改革を図り、ごみ減量化及び資源化を促進させるため、平成12年10月にごみ処理有料化を導入するなど、循環型社会の構築に向けて様々な施策を展開してきました。

しかしながら、稼働開始から約30年を経過しようとする本町の焼却施設の老朽化、全国的な課題である最終処分場の残余容量のひっ迫、地球温暖化の防止といった課題を解決するためには、これまで以上に、ごみの発生量そのものの減量が必要であり、このためには、これまで進めてきた、「発生したごみを処理する」という考え方から、「生産段階からごみを出さない、資源の浪費、無駄をなくす」＝「ゼロ・ウェイスト」に重点をおいた考え方への転換が不可欠となります。

このようなことから、本町は、ごみを出さないまち＝「ゼロ・ウェイスト」のまちの実現を基本理念に掲げ、住民、事業者、行政が一体となった取り組みを進めます。

2. 基本方針

(1) ゼロ・ウェイスト運動の推進

将来的に、焼却・埋立処理を行うごみを「ゼロ」にする、いわゆる「ゼロ・ウェイスト」のまちづくりをめざし、住民、事業者に対し、さまざまな機会を通じて、「ゼロ・ウェイスト」の普及啓発を図ります。

(2) 資源化の充実

現在、焼却・埋立処理を行っているものの中には、資源として有効利用できるものがまだまだ多く含まれています。

そのため、町は、資源化処理について調査研究をすすめ、さらなる資源化率の上昇に努めます。

(3) 効率的・効果的なごみ処理の推進

衛生処理場焼却施設の老朽化問題に対処するため、本町における焼却処理を中止し、可燃ごみについて、民間業者へ処理を委託するとともに、県が進めるごみ処理広域化施設整備について検討します。

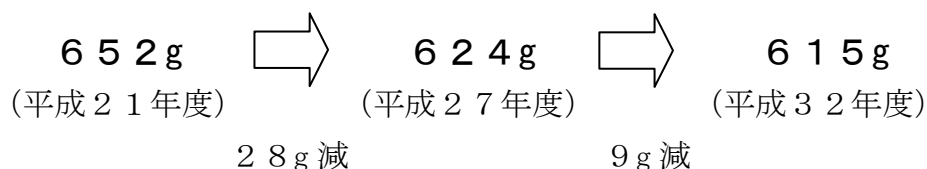
また、ごみ収集体制の効率化、高齢化への対応についても検討します。

3. 数値目標

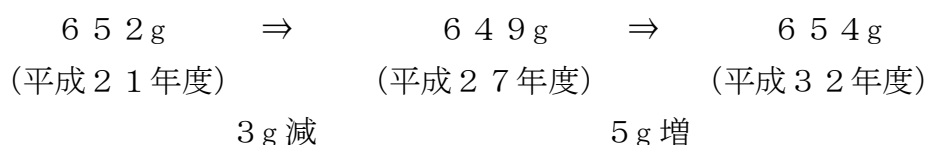
「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩」の実現に向けて、各種施策を展開するため、次の数値目標を設定します。

なお、数値目標の設定においては、将来人口の減少によるごみ排出量の減少を見込んでいます。

目標① 一人1日あたりのごみ排出量（集団回収を除く）



※現状施策維持の場合との対比（人口減分のみ）



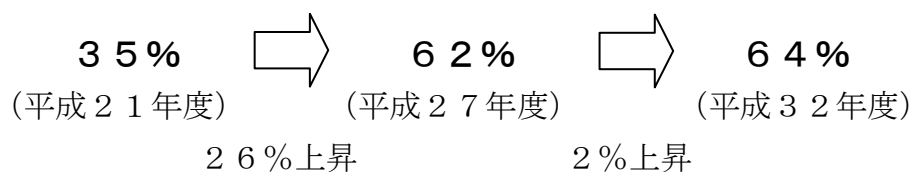
○家庭系

	平成21年度	平成27年度	平成32年度
年間排出量	5,029 t	4,738 t	4,492 t
H21対比	—	94.2%	89.3%
一人1日あたり	481 g	465 g	456 g

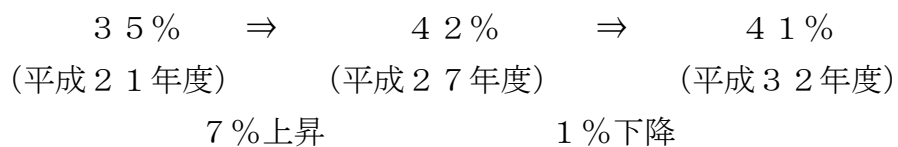
○事業系

	平成21年度	平成27年度	平成32年度
年間排出量	1,787 t	1,617 t	1,567 t
H21対比	—	90.5%	87.7%
一人1日あたり	171 g	159 g	159 g

目標② リサイクル率



※現状施策維持の場合との比較



※参考（発生量・資源化量目標設定値）

（１）発生量（平成21年度～平成26年度）

（単位：t／年）

		H21実績	H22	H23	H24	H25	H26
推計人口		28,655人	28,600人	28,460人	28,320人	28,180人	28,040人
家庭系	可燃ごみ	3,536	3,417	2,945	2,745	2,632	2,266
	不燃ごみ	481	447	447	447	447	447
	粗大ごみ	111	105	105	105	105	105
	その他プラスチック類	574	598	592	586	580	574
	有害・危険なごみ	17	18	18	18	18	18
	ビン類・缶類	249	252	252	252	252	252
	ペットボトル	49	51	51	51	51	51
	食品トレイ	1	1	1	1	1	1
	木くず・草類	—	73	310	310	310	310
	生ごみ	11	52	257	429	515	858
	計(家庭系)	5,029	5,014	4,978	4,944	4,911	4,882
	※人口減	—	—	25	50	75	100
	計(人口減後)①	5,029	5,014	4,953	4,894	4,836	4,782
事業系	可燃ごみ	1,374	1,212	1,160	1,089	1,054	1,043
	木くず・草類	388	418	418	418	418	418
	生ごみ	19	39	79	139	163	163
	不燃ごみ(公共)	6	3	3	3	3	3
	計(事業系)②	1,787	1,672	1,660	1,649	1,638	1,627
ごみ排出量 (①+②)		6,816	6,686	6,613	6,543	6,474	6,409
その他	古紙類	133	121	121	121	121	121
	集団回収	1,515	1,505	1,535	1,563	1,590	1,613
	空き缶	7	7	7	7	7	7
	計(その他)③	1,655	1,633	1,663	1,691	1,718	1,741
総発生量 (①+②+③)		8,471	8,319	8,276	8,234	8,192	8,150

発生量 (平成27年度～平成32年度)

(単位：t/年)

		H27	H28	H29	H30	H31	H32
推計人口		27,900人	27,720人	27,540人	27,360人	27,180人	27,000人
家庭系	可燃ごみ	1,734	1,717	1,700	1,683	1,666	1,649
	不燃ごみ	447	447	447	447	447	447
	粗大ごみ	105	105	105	105	105	105
	その他プラスチック類	568	568	568	568	568	568
	有害・危険なごみ	18	18	18	18	18	18
	ビン類・缶類	252	252	252	252	252	252
	ペットボトル	51	51	51	51	51	51
	食品トレイ	1	1	1	1	1	1
	木くず・草類	310	310	310	310	310	310
	生ごみ	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372
	計(家庭系)	4,858	4,841	4,824	4,807	4,790	4,773
	※人口減	120	155	186	216	251	281
	計(人口減後)①	4,738	4,686	4,638	4,591	4,539	4,492
事業系	可燃ごみ	1,033	1,023	1,013	1,003	993	983
	木くず・草類	418	418	418	418	418	418
	生ごみ	163	163	163	163	163	163
	不燃ごみ(公共)	3	3	3	3	3	3
	計(事業系)②	1,617	1,607	1,597	1,587	1,577	1,567
ごみ排出量 (①+②)		6,355	6,293	6,235	6,178	6,116	6,059
その他	古紙類	121	121	121	121	121	121
	集団回収	1,631	1,648	1,665	1,682	1,699	1,716
	空き缶	7	7	7	7	7	7
	計(その他)③	1,759	1,776	1,793	1,810	1,827	1,844
総発生量 (①+②+③)		8,114	8,069	8,028	7,988	7,943	7,903

(2) 資源化量 (平成21年度～平成32年度)

(単位：t/年)

	H21実績	H22	H23	H24	H25	H26
ビン類・缶類	213	214	214	214	214	214
ペットボトル	13	13	15	41	41	41
食品トレイ	1	1	1	1	1	1
不燃(金属・プラスチック)	229	229	229	229	229	229
不燃(陶磁器類)	—	—	—	—	90	90
マットレス	2	2	2	2	2	2
蛍光灯・乾電池	5	5	5	5	5	5
その他プラスチック類	520	550	545	539	534	528
古紙類	133	121	121	121	121	121
集団回収	1,515	1,505	1,535	1,563	1,590	1,613
空き缶	7	7	7	7	7	7
木くず・草類	345	491	728	728	728	728
生ごみ	30	91	336	568	678	1,021
計	3,013	3,229	3,738	4,018	4,240	4,600
※人口減分	—	—	15	30	45	60
人口減後	3,013	3,229	3,723	3,988	4,195	4,540
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
ビン類・缶類	214	214	214	214	214	214
ペットボトル	41	41	41	41	41	41
食品トレイ	1	1	1	1	1	1
不燃(金属・プラスチック)	229	229	229	229	229	229
不燃(陶磁器類)	90	90	90	90	90	90
マットレス	2	2	2	2	2	2
蛍光灯・乾電池	5	5	5	5	5	5
その他プラスチック類	523	523	523	523	523	523
古紙類	121	121	121	121	121	121
集団回収	1,631	1,648	1,665	1,682	1,699	1,716
空き缶	7	7	7	7	7	7
木くず・草類	728	728	728	728	728	728
生ごみ	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535
計	5,127	5,144	5,161	5,178	5,195	5,212
※人口減分	72	93	111	130	151	169
人口減後	5,055	5,051	5,050	5,048	5,044	5,043

4. 基本施策

(1) ゼロ・ウェイスト運動の推進

ゼロ・ウェイストのまちづくりを進めるため、ゼロ・ウェイストの趣旨、ごみを出さない暮らし方について、子どもから大人まで幅広い年齢層に対して、普及啓発を進めます。

また、ごみになるもの、ごみになったときにリサイクルや処理の困難なものを作らない、売らない、買わない、といったごみの発生抑制対策、再利用や自家処理を推進するごみの排出抑制対策を強化します。

さらに、事業所に対しては、引き続き、有料指定袋による搬入及び搬入時の展開検査を実施し、排出量の抑制に努めるとともに、行政自らが率先して、ゼロ・ウェイスト運動を推進します。

① 環境教育の充実

- ・ 環境問題学習会の開催
- ・ ゼロ・ウェイストフェスティバルの開催
- ・ ごみのゆくえ探検ツアーの開催
- ・ 生ごみ堆肥化講習会の開催
- ・ こどもエコクラブの活動支援
- ・ エコいかるがキッズ（家庭版ISO）の充実
- ・ 保育園、幼稚園、小中学校と連携した環境教育の実施
- ・ 事業所に対する啓発活動の実施

② ごみの発生抑制対策

- ・ マイバッグ持参推進運動の実施
- ・ レジ袋削減等に関する環境協定締結事業所の拡大
- ・ ごみの発生抑制に関する情報提供（ごみ減量の効果、ごみ処理経費の状況、リサイクルの状況などを広報紙、町HPによりPR）

③ ごみの排出抑制対策

- ・ 家庭生ごみ減量化奨励事業の実施
- ・ 店頭回収の利用促進（食品トレイ、ペットボトル、プリンタートナー、充電式電池等）
- ・ （仮称）リサイクル工房の検討
- ・ 不要品交換制度の検討
- ・ 事業系ごみ搬入時の展開検査の徹底

④ ゼロ・ウェイスト役場づくりの推進

- ・ ISO14001の推進
- ・ 古紙類のリサイクルの徹底
- ・ 環境配慮物品の率先購入
- ・ 公共施設から発生するごみの発生抑制の徹底
- ・ 職員の率先行動の推進（家庭における生ごみの自家処理もしくは生ごみ分別収集モデル世帯としての協力等）

（２）資源化の充実

どうしても不要なものについては、ごみとして排出する前にリサイクルにまわすなど、資源の有効活用を促進する仕組みを充実します。

また、斑鳩町バイオマスタウン構想に基づき、木くず・草類、生ごみ等、バイオマスの利活用を進めます。さらに、あらゆる廃棄物について、資源化処理の方法を研究し、さらなるリサイクル率の上昇に努めます。

① 資源化の推進

- ・ 資源物集団回収奨励事業の実施
- ・ 空き缶リサイクル奨励事業の実施
- ・ ペットボトル完全リサイクル化の実施
- ・ 古紙類（雑がみ）の分別徹底の啓発

② バイオマス利活用の推進

- ・ 木くず・草類のたい肥化の実施
- ・ 生ごみ分別収集の実施（モデル事業から町全域実施へ）
- ・ 事業系生ごみのたい肥化の実施

③ 新たな資源化に向けた調査研究

- ・ 陶磁器、ガラス類のリサイクルの検討
- ・ 紙おむつ類のリサイクルの検討

(3) 効率的・効果的なごみ処理の推進

衛生処理場焼却施設の老朽化問題に対処するため、本町における焼却処理を中止し、可燃ごみの焼却について、民間業者へ処理を委託するとともに、県が進めるごみ処理広域化施設整備について検討します。

また、少子・高齢化社会への対応として、すべての人にやさしいごみ処理を進めます。

① 衛生処理場焼却施設の老朽化問題への対応

- ・ 可燃ごみの民間委託処理の実施
- ・ ごみ処理広域化施設整備に向けた調査研究

② 人にやさしいごみ処理の推進

- ・ 紙おむつ類専用指定袋の無料交付の実施
- ・ 高齢者等を対象とした戸別収集事業の検討

第6章 し尿及び浄化槽汚泥処理

1. し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

(1) し尿

- ①収集形態 委託方式
- ②収集範囲 町内全域
- ③運搬方法 吸引自動車による
- ④処理方法 標準脱窒素処理方式並びに高度処理
焼却後は埋立て処理
- ⑤住民の協力義務
 - ・し尿の収集開始、廃止、変更の申し出を行うこと
 - ・便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと

(2) 浄化槽

- ①収集形態 許可方式
- ②収集範囲 町内全域
- ③運搬方法 吸引自動車による
- ④処理方法 標準脱窒素処理方式並びに高度処理
焼却後は埋立て処理
- ⑤住民の協力義務 浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと
- ⑥住民の法的義務 浄化槽法に基づく、保守点検（定期的）、清掃（毎年1回以上）、法定検査（使用開始後6～8ヶ月経過後・毎年1回）

(3) 処理量の状況

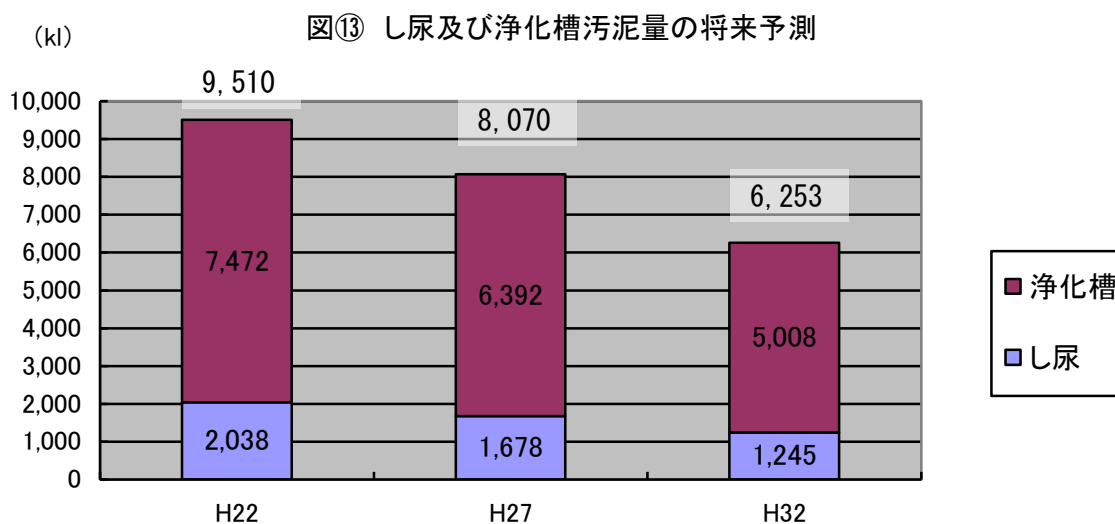
(単位：kl)

	し尿	指数	浄化槽汚泥	指数	合計	指数
平成17年度	3,036.6	100	8,863.6	100	11,900.2	100
平成18年度	2,753.1	90.7	8,465.2	95.5	11,218.3	94.3
平成19年度	2,434.9	88.4	8,032.0	90.6	10,466.9	88.0
平成20年度	2,107.2	69.4	7,136.6	80.5	9,243.8	77.7
平成21年度	2,079.4	68.5	7,672.0	86.6	9,751.4	81.9

2. し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測について、図⑬に示します。

し尿及び浄化槽汚泥量は、公共下水道の普及により、年々減少する予測となり、平成22年度見込みより、34.2%減少すると予測されます。



3. し尿及び浄化槽汚泥処理に関する今後の方針

(1) 収集運搬

現在、浄化槽汚泥の収集運搬について、2業者に許可を与えていますが、今後、公共下水道の整備の推進に伴い、浄化槽汚泥の処理量が減少する予測であることから、浄化槽汚泥の収集運搬については、現行の2業者以外の許可は与えないものとします。

(2) 汚泥処理

現在、脱水汚泥は、し尿処理施設にて汚水処理後、場内施設にて焼却していますが、焼却灰の埋立処分場のひっ迫、焼却灰処理費用及び焼却灰運搬に伴うエネルギー消費等の課題に対応するため、斑鳩町バイオマスタウン構想に基づき、脱水汚泥の再生利用について調査研究をすすめます。